中城村新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年7月12日改定 中城村新型コロナウイルス感染症対策本部決定

7月8日、政府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、沖縄県の緊急事態措置期間 を8月22日まで延長することが決定されました。

県内の感染状況は、未だ予断を許さないところですが、従来株よりも感染力の高いデルタ 株への置き換わりが進み、感染拡大への最大の警戒を払う必要があることから、沖縄県対処 方針を変更しております。

本村においても感染症対策の基本的対処方針を改めましたので、お知らせします。

- 1) 感染拡大防止対策期間について
 - ・令和3年5月23日(日)~8月22日(日)まで※県における警戒レベル段階の状況で期間変更も考えられます。

2) 感染拡大防止対策について

・日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に 20 時以降の外出を控える

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

- ・必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・都道府県間の移動・往来は自粛すること
- ・離島との往来は、自粛すること
- ・模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること
- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること
- ・会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店 の利用を厳に避けること
- ・飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること
- 3) 村主催の事業等について
 - ・村主催の事業等については、県の示す「警戒レベル」指標及び、「新型コロナウイルス

感染症に係る沖縄県主催イベント等ガイドライン」に基づき対応する。村主催以外が開催する催事についても主催者に対し同様の対応を求めることとする。

※各課における事業等の緊急事態宣言期間中の対応について

・集団健診について(健康保険課) Tm.098-895-2172

7月15日(木)及び8月10(木)の婦人がん集団検診と、7月17日(土)、7月31日(土)、8月6日(金)及び8月16日(月)の集団健診につきましては、予約制や感染症予防対策を行い、予定通り実施致します。なお、高齢者や持病をお持ちの方は、他日程及び医療機関(健診ガイド参照)での健診受診をお願いいたします。

- ・乳幼児健診と離乳食実習について (こども課) Tm 098-895-2271
 - ○1歳6か月児健診: 7月16日(金)実施
 - ○乳児一般健診:8月7日(土)実施
 - ○3 歳児健診:7月30日(金)実施

※感染防止対策を徹底したうえで実施します。感染者発生状況等により延期の 判断をした場合は、対象者宛へ個別に電話連絡にてお知らせいたします。

・新型コロナワクチン接種事業(新型コロナワクチン接種事業プロジェクトチーム) Tat098-917-0137

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

・緊急事態宣言期間中のごみの収集について(住民生活課) Tel 098-895-2132

①ごみ収集 : 通常通り収集します。

②ごみの自己搬入 : 7/12(月)~8/22(日)までの間、緊急のものを除き制限

③粗大ごみ受付 : 三密回避のためオンライン受付をご利用下さい。

「中城村 粗大ごみ」と検索して下さい。

・税に関する相談等について(税務課)TEL098-895-2133

感染拡大防止、ご来庁の皆様の安全を確保し人との接触機会を最小限に抑えるため、緊急事態宣言中の窓口での対面による税に関する相談(納税相談など)についてはなるべくお控えいただき、お電話での相談・お問合せをしていただくか、事前にお電話で相談予約(日程調整)をお願いいたします。

・介護予防事業の休止について(福祉課) Tm 098-895-1738

事業名	実施場所	緊急事態宣言時の対応
ごさマッスルクラブ	吉の浦会館	中止
フォローアップ教室	吉の浦会館	7/21 より感染防止対策を
		徹底した上で実施
ノルディックウォーキング	ごさまる陸上競技場	7/12 より感染防止対策を
教室		徹底した上で実施
とよむちょ筋教室	各自治会の公民館	各自治会と調整し、感染防
ちゃーがんじゅう教室		止対策を徹底した上で実
		施

今後の感染状況によっては、変更となる場合もあります。

その際は、防災無線やホームページ等でお知らせします。

活動の再開については、感染状況をみながら判断します。その際は、個別に連絡をします。

4)施設利用等について

吉の浦施設の利用について、次のとおり制限を行います。

- ○中城村民体育館(生涯学習課) <u>TEL098-895-3707</u>全施設閉館とします。
 - ※ すでに開催が決定し中止や延期が困難な大会、また全国や九州、県大会などに 係る練習等については、感染対策の徹底のうえ実施する場合があります。
- ○吉の浦公園施設(生涯学習課)<u>TEL098-895-3707</u> 陸上競技場・野球場・テニスコート・大人広場・大型遊具の利用を再開します。 ただし、クラブハウスについては原則として閉鎖となり、利用できません。
- ○吉の浦会館(生涯学習課)<u>IEL098-895-6994</u>

全施設の利用を再開します。

ただし、各施設の利用人数について、概ね次のとおり制限します。

大ホール:130人 中会議室: 30人 小会議室: 16人

和 室: 12人 調理室: 15人

○護佐丸歴史資料図書館(生涯学習課)1回098-895-5302

※一部施設・サービスの利用を制限して開館。(滞在時間は30分以内を目安)

- ○各施設で一部利用制限がございますので、詳細はホームページまたは各施設へお 電話にてお問い合わせください。
- ※ 施設の利用については、各施設の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

及びチェックリストを遵守し、体調管理と3密の回避の徹底をお願いいたします。

- ・村マイクロバスの貸出を原則 5 月 23 日~8 月 22 日までの間、禁止します。 (総務課) TeL098-895-2131
- ・村内の公共施設(屋内、屋外)における感染予防の注意喚起を行うとともに、役場窓口等の消毒の実施と換気について徹底する。また飛沫(ひまつ)感染防止を常に意識し窓口などで対応する全職員のマスク及びフェイスシールドの着用、パーテーションの仕切り(アクリル板等)を設置して感染拡大防止に努める役場庁舎では、庁舎入り口での検温を実施します。
- ・役場会計課支払窓口では、支払時に密にならないよう、証明書申請料金等は券売機で、 税金等は公金支払機での納付利用を案内します。
- (5) 緊急事態宣言期間中 (7/12~8/22) の村立小中学校及び村立幼稚園における 感染症対策ついて (教育総務課) TEL098-895-3276

【期間中は以下のとおりの対応となります。】

- (1)村立の幼・小・中学校は、通常どおりの登校(登園)となります。
- (2)児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること。
- (3)校外活動、学校行事等における感染拡大防止対策の徹底。
- (4)校外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛。

【部活動及び小学校スポーツ団体等の対応について】

 \bigcirc 7/12 (月) ~ 7/20 (火) までの対応

原則中止とする。ただし、8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた 県大会に出場するチーム・個人に限り、必要最小限の人数で行う。

- (1)活動時間…平日 90 分以内、土日休日 120 分以内
- (2)練習試合や宿泊を伴う活動は行わないこと。
- (3)合同チームも上記のとおりとする。
- (4)学校施設を利用している小学校のスポーツ団体は、部活動に準じた対応
- (学校施設について) …中城村立体育館に準じる(村民体育館) №098-895-3707
 - ・体育館等の屋内施設の一般団体等の使用は原則禁止

○7/21(水)以降の対応

原則再開。ただし、以下の条件で活動を認める。

(1)活動時間…平日 120 分以内(準備片付け・清掃・整備ミーティングは含まない)

土日休日 120 分以内 (ッ)

- (2)中学1・2年生の活動も認める。
- (3)練習試合や宿泊を伴う活動については、人数制限を行い2時間以内とする。
- (4)大会参加については各団体と十分に連携し、慎重に検討すること。
- (5)合同チームも上記のとおりとする。
- (6)学校施設を利用している小学校のスポーツ団体は、部活動に準じた対応
- ・保育施設及び放課後学童クラブについて(こども課)<u>TEL098-895-2134</u> 感染症対策や児童・職員の健康管理を行い保育の提供を行います。
- ・児童館及び子育て支援センターについて(こども課)<u>Tex 098-895-2134</u> 中城村なかよし児童館については一部利用制限、中城村地域子育て支援センター (ごさまる支援センター)につきましては利用者の人数制限(予約制)を行います。 イベントについては、中止いたします。

6) その他の対策

- ・ 村の支援事業に関して、担当課は全庁的に情報の共有を図るほか、国や県の事業についても情報収集や支援内容について理解を深め窓口対応がスムーズに行われるようにする。
- ・ 人権等への配慮として、感染者・濃厚接触者、診療に携わる医療従事者やその家族、 その他の対策に係る方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことへの呼びか けを行う
- ・ 村は、地域の医療機関等との連携を図り、感染拡大防止及び医療体制等の維持のため に必要な支援を行う。
- ・ 職員の感染が確認された際は、保健所等の指示に従って消毒作業を行う。
- ・ 県内において感染の拡大が確認されており、全庁的な感染対策の取り組みが必要とされることから、中城村新型インフルエンザ等対策本部運営要綱及び新型インフルエンザ等対策のためのBCP(業務継続計画)に準じた対策を行う。

7) 今後の対策の進め方について

感染の状況は変化することから、国や沖縄県の動向を注視し、方針の修正が必要な場合は、中城村新型コロナウイルス感染症対策本部において、適宜見直しを図る。